

第4節 避難計画

第1項	避難準備情報、避難勧告・指示並びに伝達	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 消防班
第2項	避難誘導及び移送	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 消防班
第3項	避難所の開設	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 教育班	<input type="checkbox"/> 福祉班
第4項	避難行動要支援者等を考慮した避難対策	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 消防班	<input type="checkbox"/> 福祉班

【基本方針】

東日本大震災をはじめ 2012 年 7 月の九州北部豪雨災害など近年の災害態様は突発的であり、さらに想像を超える規模で広域にわたる複合災害となる傾向が強くなりつつある。

市はこのような災害から住民を守るため、平常時から一層の危機感を持ちながら、迅速かつ円滑に避難活動が行える体制整備に努める。また、避難活動の実施にあたっては、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や男女のニーズの違い等に十分配慮した対応を行うものとする。

第1項 避難準備情報、避難勧告・指示並びに伝達

1. 避難準備情報の伝達【資料編*Ⅱ.3.16】

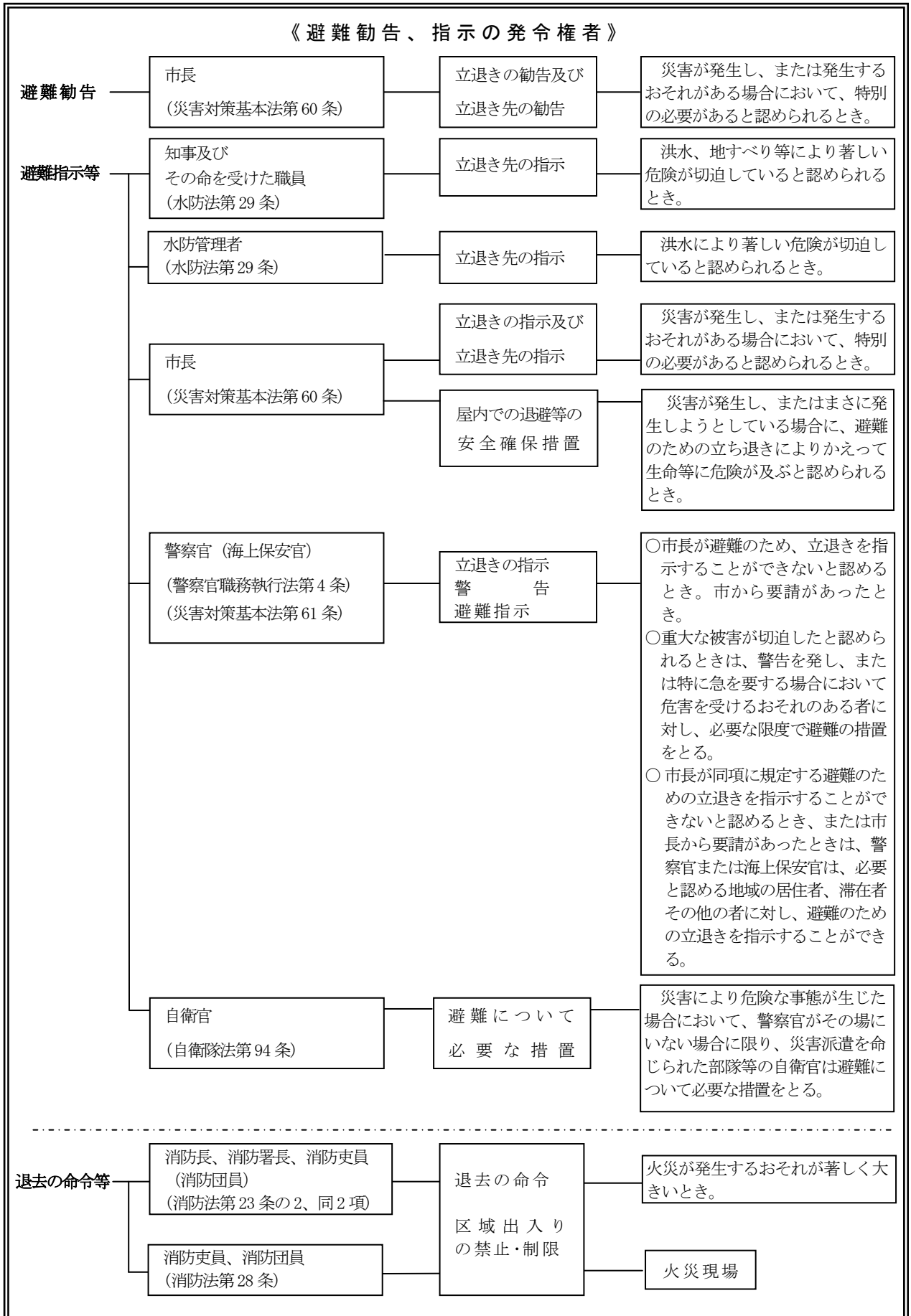
市は、災害発生の恐れがあるときは、住民に対して早期に災害に関する情報提供や避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がい者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定める避難マニュアル等に沿った避難準備情報等の伝達を行う。

なお、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所内に位置する避難行動要支援者施設に対する情報伝達は、予想される災害の特性を勘案した避難情報の伝達時期や方法等について特に配慮し、別冊資料Ⅱ.3.16に従い行うこととする。

2. 避難の勧告及び指示権を有する者

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、人命身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特にその必要が認められるときは、危険区域の居住者に対し、避難のための立退きを勧告し、または急を要すると認められるときは避難のための立退きを指示する。

*資料Ⅱ.3.16「災害危険箇所内の避難行動要支援者施設及び情報伝達方法」



3. 避難の勧告・指示等の基準

避難準備や避難勧告、指示は、基本的には以下の考え方にて発令することとするが、その際には本編第2章第1節に示す気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報、さらには市域での降雨状況や災害発生状況等を総合的に判断して決定するものとする。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報（要支援者への避難勧告）	気象状況によって、過去の災害の発生例、地形等からすれば人的被害が発生する可能性が高まり、今後の事態の推移によっては避難の勧告・指示を行うことが予想される状況。 災害の発生によって、居住地域が孤立する可能性が高い地域、あるいは要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階	○要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始する（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況 ○災害が発生し、なお当該危険区域に残留者がいる場合	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は自身の生命を守る最低限の災害防御または回避行動

4. 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

- 1) 市長（権限の委任を受けた市職員を含む。以下、同じ）は、災害が発生しまたはまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- 2) 警察官または海上保安官は、市長が現場にいないとき、または市長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官または海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。
- 3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市長へ通知することとする。

なお市長は、警戒区域を設定したときは、立入制限もしくは禁止または退去を命ずることとする。

5. 避難の勧告等の伝達

(1) 避難勧告等の伝達内容

伝達内容については、以下の項目や地域特性に応じたその他の項目から、住民が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、平常時から次のような伝達例文やひな形を検討し整理しておく。

《避難準備の呼びかけ》	
条 件	<ul style="list-style-type: none"> a. 大雨警報、暴風警報、洪水警報が発せられ、避難の準備を要すると判断されるとき。 b. 河川がはん濫注意水位を突破し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき c. 近隣で土砂災害の前兆現象が発見されたとき d. その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> a. 発令日時・発令者 b. 避難を準備すべき理由 c. 危険度（危険性の内容、発災時期、予想される被災状況など） d. 対象地域・対象者 e. 避難所、避難場所 f. 避難の際の注意事項
住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への行動を開始する。（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。
《避難準備（要支援者避難）情報の伝達文（住民あて）の例》	
<p>こちらは、行橋市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。（その他、「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位がはん濫注意水位に達するおそれがあります。できるだけ近所の方にも声をかけて避難して下さい」等）</p>	

《避難勧告》

条 件	<ul style="list-style-type: none"> a. 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき b. 土砂災害警戒情報が出され、また近隣で地すべり、土石流等の土砂災害前兆現象が発見されたとき c. 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が切迫したとき d. その他人命保護の観点から直ちに避難を要すると認められるとき
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> a. 発令日時・発令者 b. 避難すべき理由・危険度 c. 危険度（危険性の内容、発災時期、予想される被災状況など） d. 対象地域・対象者 e. 避難所、避難場所 f. 避難経路（危険な経路も併せて伝達するのが望ましい） g. 避難の時期（開始・完了時期） h. 避難の際の注意事項 i. 本件担当者、連絡先等
住民に求める行動	<p>通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始する。</p>

《避難勧告の伝達文（住民あて）の例》

こちらは、行橋市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。直ちに〇〇公民館へ避難してください。なお、浸水（地すべり、土石流）により、〇〇道路は通行できません。避難の際には、やむを得ず橋や山のがけの下を移動しなければならない際には十分に注意してください。

（その他、「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位がはん濫危険水位に達するおそれがあり、低地では浸水や冠水が発生する可能性が非常に高まっています。できるだけ近所の方にも声をかけて避難して下さい」等）

《避難指示》	
条 件	a. はん濫危険水位を超過するなど状況が時間とともにさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき b. はん濫や土砂災害等が発生し、現場に残留者があるとき c. その他緊急に避難する必要があると認められるとき
伝達内容	避難の勧告と同じ
住民に求める行動	a. 避難勧告等の発令後で避難途中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 b. 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。
《避難指示の伝達文（住民あて）の例》	
<p>行橋市長の〇〇です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。（〇〇地区の堤防が決壊して／〇〇川が危険水位を突破して）大変危険な状況です。避難中の方は直ちに〇〇公民館への避難を完了してください。十分な時間がない方はお近くの高いコンクリート建物等安全な建物に避難してください。また、がけの下にお住まいの方は、山側の居室には退避しないでください。溪流や谷では土石流発生の恐れがあります。避難の際は出来るだけ川や谷は横切らないでください。</p> <p>なお、浸水（冠水）やがけ崩れ（土石流）により、〇〇道や〇〇橋は通行できません。</p>	

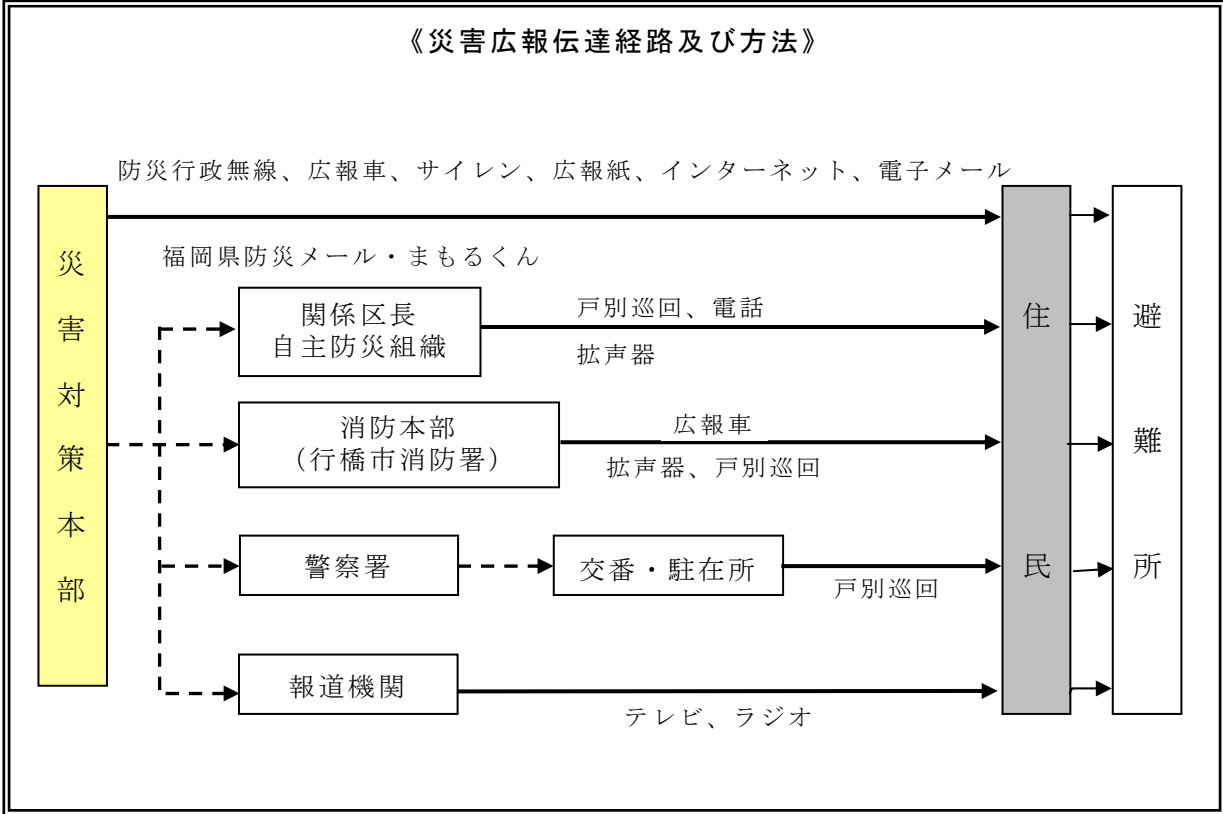
（２）避難勧告等の伝達手段・伝達先

伝達手段については、避難勧告等の種類毎に、以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を含めた複数の手段を組み合わせ、伝達先と合わせて具体的に定めておく。

- 1) 防災行政無線を利用して対象地域の住民全般に伝達（避難準備情報、避難勧告及び避難指示についてはサイレンの吹鳴を併用）
- 2) 広報車や消防車両により、対象地域の住民全般に伝達
- 3) 消防団、警察に対して対象地域の住民への伝達を依頼（あらかじめ、消防団、警察による伝達方法を確認しておく）
- 4) あらかじめ構築しておいた自主防災組織の伝達体制に基づき、市からの連絡先（自主防災組織の会長等）への防災行政無線（同報系・個別受信系等）、電話、FAX、携帯電話メール等による伝達。
- 5) 避難行動要支援者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者への伝達（FAXや携帯電話メールの活用も含む）
- 6) 自主防災組織や近隣組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や、地域コミュニティ間での直接的な声かけ
- 7) ホームページ等に掲載して、インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達
- 8) テレビ、ラジオ等の放送機関への依頼（県と連絡方法、内容等についてあらかじめ申し合わせておくとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有しておく）

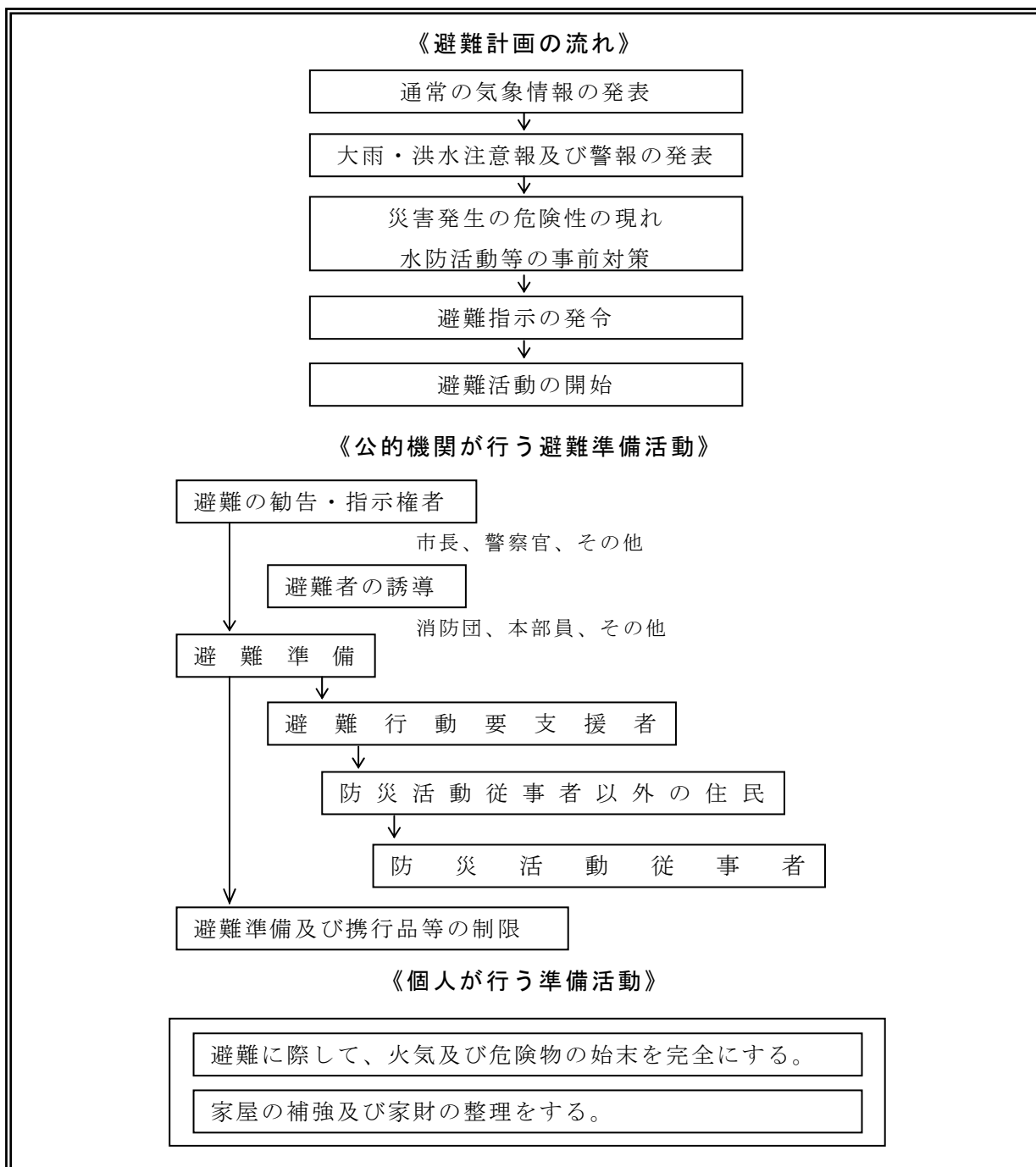
9) 福岡県防災メール・まもるくん「防災・安全情報」を活用した市からの防災情報、避難準備情報、避難勧告並びに避難指示に関する避難情報の伝達

市長は避難準備情報、避難勧告あるいは避難指示を発令するにあたっては、県知事、行橋警察署、消防本部等の関係機関に対してその旨の連絡を徹底するものとする。また解除する際も同様に連絡を徹底するものとする。



第2項 避難誘導及び移送

1. 避難活動の流れと準備



2. 避難誘導及び移送

避難者のための立退きの誘導は、警察や関係機関の協力のもと、“福祉班”及び“消防班”がこれを行う。その場合、被災地区の実情に詳しい当該地区の自主防災組織の積極的な協力を得る。

- 1) 誘導、移送に際しては、避難前に避難路の安全を確認しておくとともに、危険箇所等の危険性について明確な表示を行い、避難者にあらかじめ周知しておく。
- 2) 避難した地域に対しては事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、危険防止

とその他必要な避難勧告、指示を行う。

- 3) 避難者が自力により立ち退くことが困難な場合は、市が車両により移送する。
- 4) 第一次・第二次避難所から補助避難所への移動は、市の誘導に基づく集団移送を原則とする。

5) 避難誘導の実施

避難勧告または避難指示等が出された場合には、自主防災組織や警察機関等の協力を得て住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難所に誘導する。

避難の実施にあたって、次の点に留意する。

ア. 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

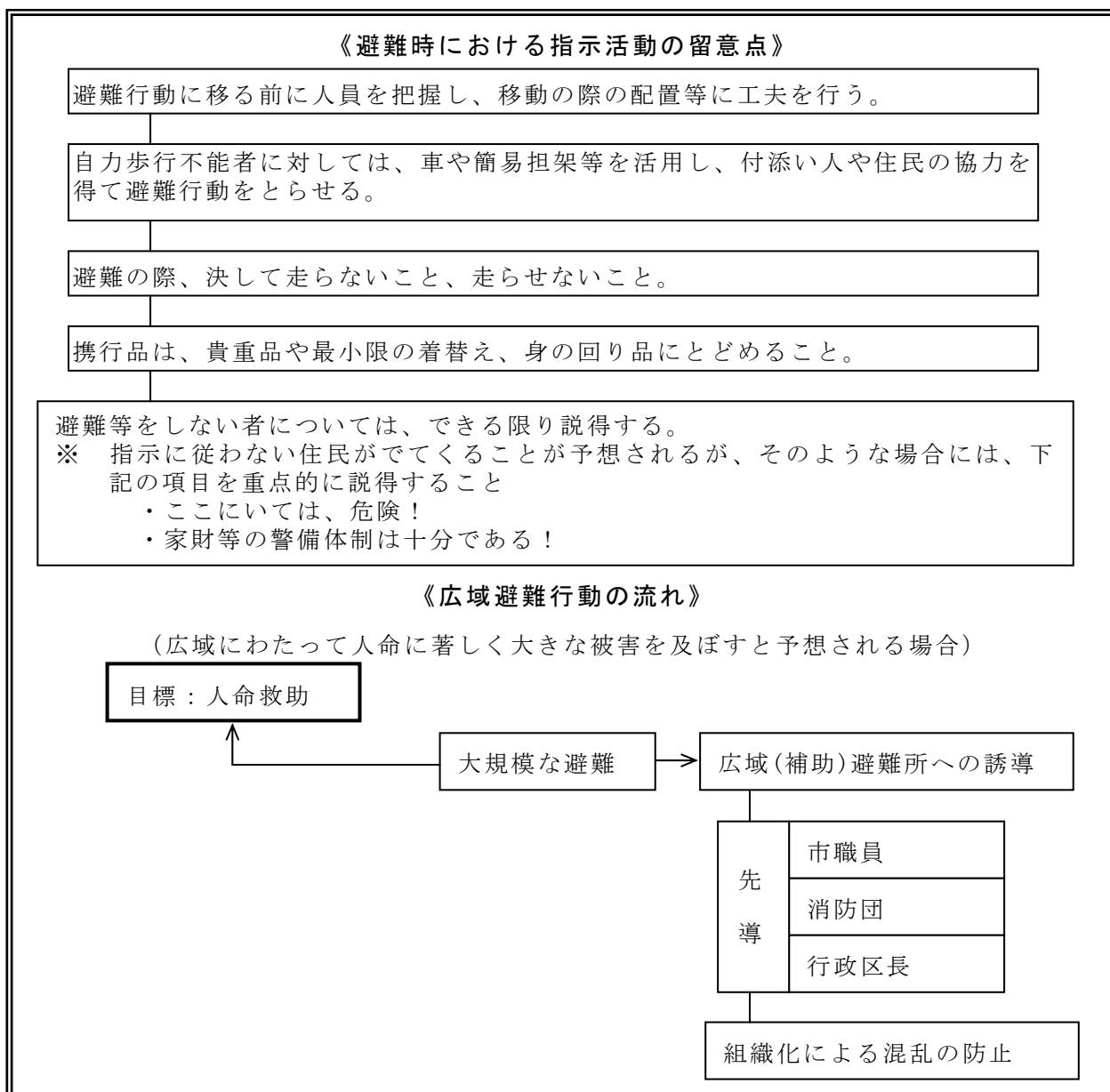
a. 市街地-----火災、落下物、危険物

b. 山間部、起伏の多いところ-----がけ崩れ、地すべり

イ. 円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度のものとする。

ウ. 高齢者、幼児、障がい者その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

- 6) 災害地が広範囲で、大規模な立退き移送を必要とし、市単独において対処できない場合、市長は隣接市町村に応援を求める他、県に移送を要請する。



3. 避難準備及び携行品

(1) 避難の準備

- 1) ラジオ、テレビの情報に注意する。
- 2) 懐中電灯、ろうそく、トランジスターラジオ等を用意しておく。
- 3) 避難所及び避難路を確認しておくこと。
- 4) 避難の指示は、防災行政無線、広報車、サイレン、伝令、ラジオ、テレビ放送等で行われるので十分注意する。
- 5) 家族間や隣近所との連絡方法を決めておく。
- 6) 食糧、衣料、貴重品、身分証明書や自身が常時服用する薬等の携行品はあらかじめ背負い式リュック等にまとめておく。

(2) 避難するときの注意

- 1) 避難の勧告、指示があったときは、まず避難行動要支援者を早めに避難させる。
- 2) 避難命令が出たときは、火の始末、戸締まりを完全にする。

- 3) 帽子、頭巾、ヘルメット、運動靴等の防具をつけ、なるべく身体の露出部分が少ないようにする。
- 4) 単独行動は絶対に避け、責任者あるいは誘導者の指示に従う。
- 5) 避難の際、必要によってはロープや紐等で同行者と身体をつなぐ。

(3) 携行品

- 1) 懐中電灯、ろうそく、トランジスタラジオ、電池や電子機器の充電器
- 2) 下着1～2着を含む着替え(衣料)、合羽(防寒にもなる)
- 3) 簡易食糧2～3食分(菓子パン・携行食や飴類)、ペットボトル(飲用水)数本
- 4) 1.5m程度の竹または棒
- 5) トラロープまたは帯等の紐類、大型ビニール袋(合羽の代用や防寒具になる)
- 6) 貴重品、常時服用薬(お薬手帳)、免許証や健康保険証等の身分証明書や印鑑、親戚等の知人の住所・連絡先

第3項 避難所の開設

1. 避難所の開設 【資料編*Ⅲ.2.6】、【資料編*Ⅲ.2.7】

市は、災害により家屋等に被害を受け、または受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容並びに保護するため、市があらかじめ指定した避難所を開設する。避難所の開設にあたっては、災害状況に応じて避難所の立地条件や建築物の安全等を確認したうえで速やかに開設する。また、必要に応じ指定避難施設以外の施設についても想定される災害に対する安全性を確認して、施設管理者などの同意を得て避難所として開設することについても検討していく。

(1) 避難所の区分

避難所の使用区分としては、以下のような考え方を基本とする。なお、第一次・第二次避難所から補助避難所への移動は、市の誘導に基づく集団移送を原則とする

《避難所の基本的な区分》	
区 分	摘 要
一次避難所	発災前後より短期(1日～数日程度)の避難を想定する避難所。
二次避難所	中長期(1週間以上)の避難を想定する避難所。あるいは多数の避難人員が発生、想定される場合に使用する避難所。
補助避難所	一次・二次避難所のみでは収容人員が大幅に不足する場合に使用する避難所。
緊急避難所	洪水や津波など、切迫した災害の危険から逃れるため、異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たした避難所。
福祉避難所	介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障を来す人及び要支援者に配慮した施設等の設置がなされた避難所。

*資料Ⅲ.2.6「指定避難所一覧表」

*資料Ⅲ.2.7「指定避難所位置図」

(2) 避難所開設の準備

避難所の開設が必要な場合は、消防本部及び警察署等と十分な連絡を図り避難所を開設する。なお、避難者の移送や収容について、市単独で対応困難なときは県に応援を要請する。

(3) 避難所の設営

- 1) 避難所の開設は、災害対策本部の指揮のもと“総括班”が行う。
- 2) 小・中学校及び公民館等の避難所になっている施設の利用可否を確認する。
- 3) 小・中学校等の学校施設を避難所として使用する場合には、原則として体育館を使用する(地震時には校庭も必要に応じ使用)こととするが、洪水時に床上浸水等の危険性が想定される場合には体育館は使用せず、必要に応じて校舎の2階以上を使用する。また、収容可能人員が大幅に不足するような場合で、浸水深が床下程度と想定される場合には、体育館や1階を含めた校舎も必要に応じ使用することとする。
- 4) 被害が激甚なため、避難所の利用が困難な場合は県と協議し、隣接市町村に収容を依頼、あるいは建物または土地を借り上げて設置する。
- 5) 災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度周知を図る。

2. 県への報告

市長は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに知事に報告する。

《県への報告事項》
a. 避難発令の理由
b. 避難対象地域
c. 避難所開設の日時、場所、施設名
d. 収容状況及び収容人員
e. 開設期間の見込み (災害救助法適用の場合、災害発生の日から7日以内)

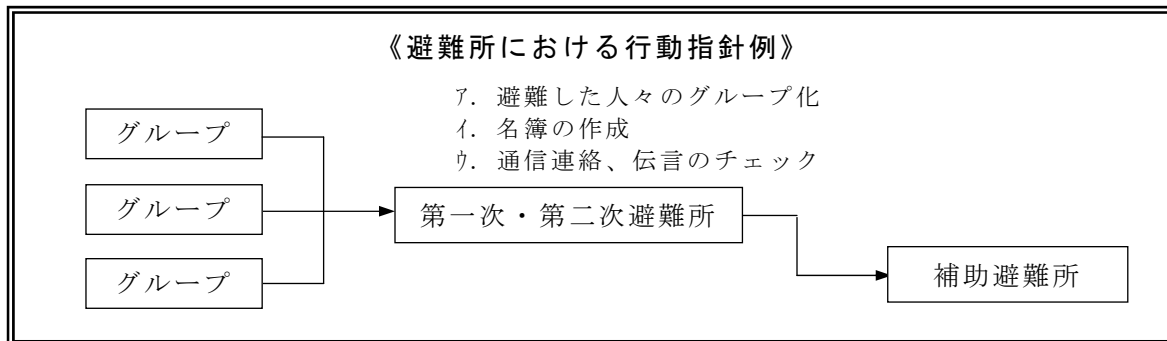
3. 避難所の受け入れ体制 【資料編*Ⅲ.2.8、資料編*Ⅲ.2.9】

(1) 避難者の名簿作成(“避難所担当”)

- 1) 各避難所の責任者は、避難者の受け入れや生活支援等が円滑に進むようにしておく。
- 2) 避難所においては、避難者の名簿を作成し人員を把握しておく。
- 3) 避難所での給食・給水活動等が円滑に行えるよう、平常時より必要物資の備蓄を進めておく。

*資料Ⅲ.2.8「避難所収容台帳」

*資料Ⅲ.2.9「避難所収容者名簿」

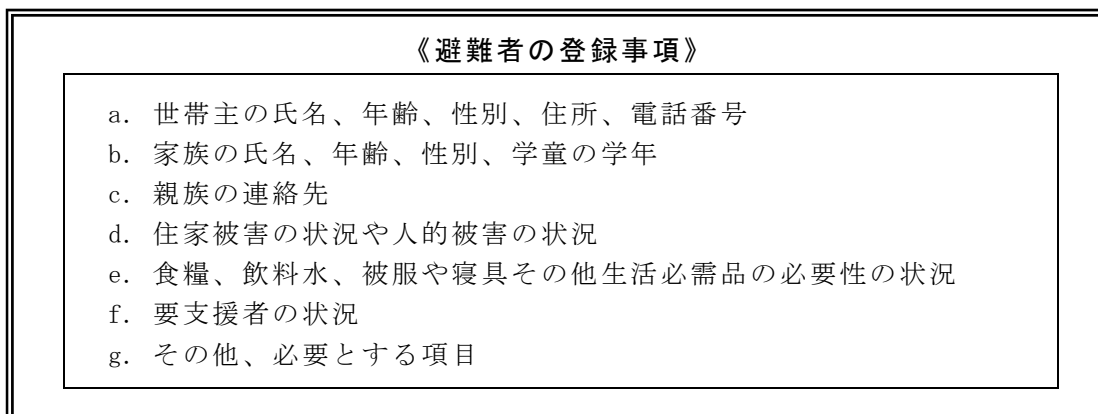


(2) 避難者の状況把握

総括班(“**避難所担当**”)は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項の把握に努める。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録台帳等との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

1) 登録事項



2) 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

3) 登録結果の活用

登録された状況は、避難所の開設期間、食糧や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

4) 登録結果の報告

登録の結果は、日々災害対策本部の総括班(“**情報担当**”)に集約する。なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

5) 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない在宅被災者についても、必要に応じて避難所への収容や生活支援が必要な場合があるため、その状況を自治会(自主防災組織)や消防団等と連携し正確に把握する。特に、避難行動要支援者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

(3) 避難所責任者の役割

避難所責任者は、おおむね次の業務を行う。

- 1) 避難所責任者は基本的には市職員(避難所担当)とするが、市職員の就任が困難な場合には公民館長、学校長及び区長のいずれかとする。
- 2) 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、避難行動要支援者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足等を把握できる避難所収容台帳や収容者名簿等を整備する。
- 3) 収容台帳等に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。避難行動要支援者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所または福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。
- 4) 被災者に必要な食糧、飲料水その他生活必需品の供給について、常に災害対策本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、世帯を単位として配布状況を記録しておく。
- 5) 運営にあたっては、施設管理責任者等と連携して地域の組織運営を支援する。

(4) 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。

- 1) 避難者に必要な食糧、その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。
- 2) 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じてパーティションや冷暖房空調器具等の備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ・寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等、生活環境の改善対策を順次検討する。

[設備、備品の例]

- ・畳、マット、カーペット
 - ・間仕切り用パーティション
 - ・電気スタンド、延長コードや携帯電話等の充電器
 - ・冷暖房機器(空調器具)
 - ・仮設風呂・シャワー、保健衛生用品
 - ・洗濯機・乾燥機
 - ・仮設トイレ(簡易トイレ)
 - ・発電機(燃料も含む)
 - ・その他必要な設備・備品
- 3) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策を進めるとともに必要な電気容量確保に努める。
 - 4) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段確保に努める。
 - 5) 避難所の防犯対策を進めるため、警察及び消防団等と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施する。なお、避難所の治安・防犯等の観点から、やむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

4. 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

避難所の開設が長期化する見通しの場合、以下の点に留意するものとする。

(1) 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

- 1) グループ分け(できるだけ地区を単位として被災者の孤立を防止する)

- 2) プライバシーの確保、こころのケア対策
- 3) 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮
- 4) 情報提供体制の整備
- 5) 避難所運営リーダーの育成や避難所運営ルールの合意形成とその徹底
円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール(消灯時間、トイレ等の施設使用等)を定め、徹底する。
- 6) 避難所のパトロール等
- 7) 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等
- 8) 福祉避難所(社会福祉施設等に緊急入所する者を除く避難行動要支援者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所)の開設の検討と避難行動要支援者の移送・誘導等

(2) 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

- 1) 自主運営体制の整備
- 2) 暑さ・寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
- 3) 避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営
- 4) 精神的な安定や自立に向けたこころのケアや健康診断、必要物資等の追加補給

(3) 保健・衛生及び生活環境対策

- 1) 救護所の設置
- 2) 巡回健康相談、栄養相談の実施
- 3) 仮設トイレの確保
- 4) 畳、マット、カーペットの整備
- 5) 冷暖房対策
- 6) 入浴、洗濯対策(仮設風呂やシャワー、洗濯機・乾燥機)
- 7) 間仕切り用パーティション等によるプライバシー確保
- 8) 食品衛生対策

5. 応援協力関係

- 1) 市単独で避難者の誘導及び移送が困難な場合、他市町村または県に対し避難者の誘導及び移送の実施、またはこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
- 2) 市単独で避難所の開設が困難な場合、他市町村または県に対し避難所の開設につき応援を要請する。

第4項 避難行動要支援者等を考慮した避難対策

1. 避難行動要支援者の特徴

避難行動要支援者は、適切な防災行動をとることが困難となる個々の特徴がある。その特性は個人差も大きく程度も千差万別であるが、その支援にあたっては以下に示す主な特徴等を考慮する必要がある。

《避難行動要支援者の主な特徴》

区 分		避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
高 齢 者	ひとりぐらし高齢者	体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動できる。 地域とのつながりが希薄になっている場合がある。	情報伝達・救助・避難誘導などの支援者の確保が必要。
	ねたきり等高齢者	自力で行動できない。自分の状況を伝えることが困難。	ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。 医療機関との連絡体制が必要。
	認知症高齢者	自分で危険を判断し行動することが困難。 自分の状況を伝えることが困難。	避難誘導などの支援者の確保が必要。 医療機関との連絡体制が必要。
身 体 障 が い 者 (児	視覚障がい者	視覚による状況の把握が困難。 災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い避難行動ができない。	音声による情報伝達及び状況説明が必要。 避難誘導などの支援者の確保が必要。
	聴覚障がい者 言語障がい者	音声による避難誘導の指示が認識できない。 視界外の危険の察知が困難。 自分の状況等を言葉で知らせることができない。	正面から口を大きく動かして話したり、身振り、手話、筆談、図、絵など視覚による情報伝達が必要。 避難誘導などの支援者の確保が必要。
	肢体不自由者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	車いす等の移動用具と援助者の確保が必要。
	内部障がい者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品が必要となる。	車いす等の移動用具と援助者の確保が必要。 医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。
知的障がい者	自分で危険を判断し行動することが困難。 急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。	避難誘導などの支援者の確保が必要。 常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないような対応が必要。	
精神障がい者	災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 普段服用している薬が絶対必要となる。	気持ちを落ち着かせることが必要。 服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、用量を知っておくことが必要。 医療機関や支援者等との連絡体制が必要。	
難病患者	難病患者の中には自力歩行や素早い避難行動が困難な方がいる。 特に、人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品が必要となる。	車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。 医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。	
妊産婦	行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。	避難誘導などの支援者の確保が必要。	
乳幼児 児童	危険を判断し行動する能力はない、あるいは弱い。	保護者の災害対応力を高めておくことが必要。 学校における防災教育、登下校時の安全の確保(安全・安心110番の家の指定等)が必要。	
外国人	日本語での情報が十分理解できない場合がある。	多言語による情報提供が必要。	

2. 避難行動要支援者支援班の設置

避難行動要支援者の避難等の支援等を行うため、行橋市避難行動要支援者支援計画に基づきつつ、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設け、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施する。

《避難行動要支援者支援班のイメージ》

【位置づけ】

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設置。災害時は、災害対策本部中の福祉関係部門内に設置。

【構成】

平時は、班長（福祉担当部長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）、社会福祉協議会関係者等も参加すること。災害時は、基本的に福祉担当部課長・担当で構成。

【業務】

平常時：避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

災害時：避難準備（避難行動要支援者避難）情報の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握等

3. 避難行動要支援者の避難誘導対策

（1）避難行動要支援者の把握

災害時における避難行動要支援者の安否確認を迅速に行うため、円滑な支援ができるように、自主防災組織や自治会並びに民生委員・児童委員を通じて、支援の必要な避難行動要支援者や外国人等を把握する。

なお、この際には市は個人情報保護措置について十分に注意する。

（2）避難順位

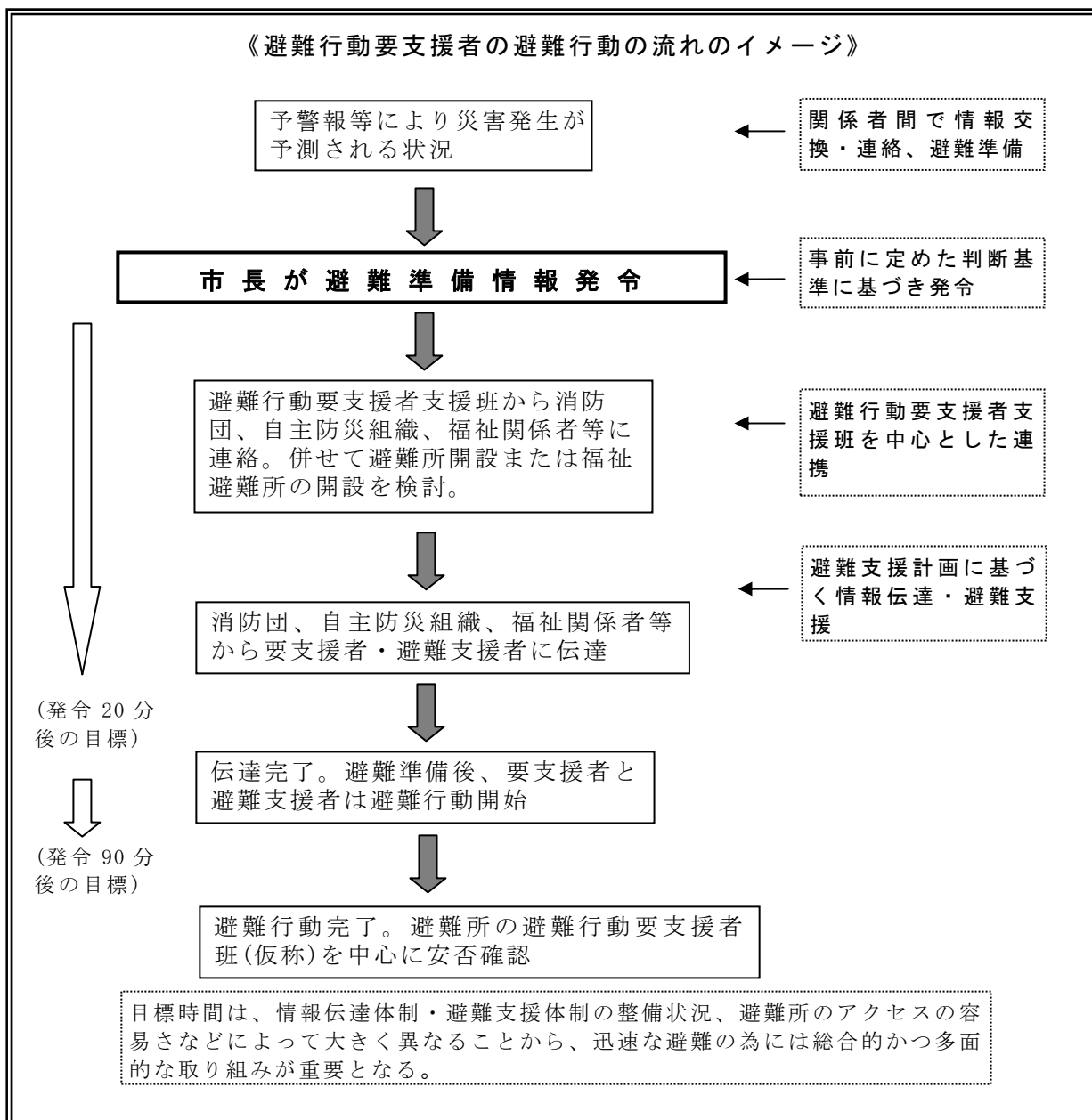
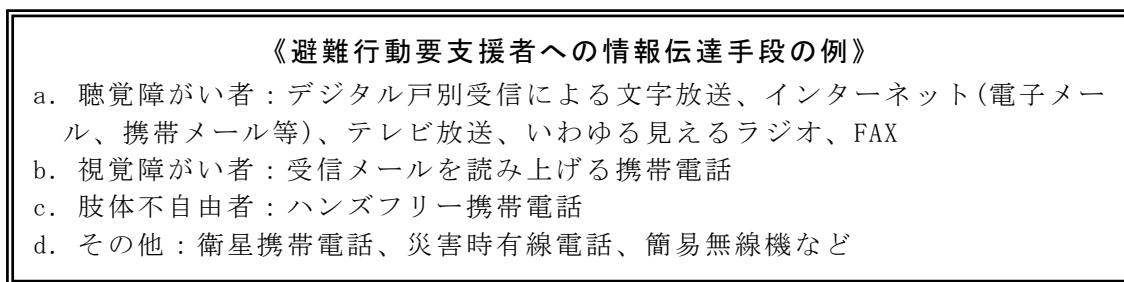
避難行動要支援者の避難順位は、災害の状況に応じて臨機応変かつ迅速に対応する形で決定する必要があるが、外国人も含めおおむね以下の順位によるものとする。

①介助を要する高齢者や障がい者、傷病者、②傷病者、③乳幼児及びその母親・妊産婦、④高齢者・障がい者（移動困難度が比較的軽い者）、⑤学童、⑥女性、⑦男性

（3）避難準備情報等の発令・伝達

避難準備情報等の発令・伝達は、原則として本節第1項「避難勧告・指示並びに伝達」に示す要領で行うこととするが、避難行動要支援者に対する避難情報発令から避難までの基本的な流れを次図に示す。

なお、避難行動要支援者や避難支援者への情報伝達は、要支援者の障がいの程度や特徴等を考慮して、関係機関や地域住民、避難支援者等の協力を得て様々な手段を用いて行うこととする。



(4) 避難行動要支援者の避難誘導

1) 避難誘導の主体

避難行動要支援者の避難誘導は、基本的には消防団や自主防災組織、福祉関係者等を中心とした「避難支援グループ」が行うこととするが、避難支援グループのみで対応できないときは、市へ応援を要請する。

2) 避難支援グループによる避難誘導の準備

状況に応じ、避難支援グループが地域の公民館等へ集合し、あらかじめ登録された全避難行動要支援者の避難支援が可能かどうか確認する。

3) 避難支援グループによる避難誘導の実施

避難支援グループは、あらかじめ定められた手段(自家用車、市所有のバス等)であらかじめ定められた場所(一次避難所、福祉避難所等)へ避難行動要支援者を誘導する。

なお、道路の冠水、避難所の浸水等のため、定められた手段で定められた場所に避難できない場合は、近隣の高台やビル、集合住宅、公共施設等へ一時避難するとともに、その旨を市の担当課へ連絡する。

4) 避難誘導時の留意点

避難行動要支援者の避難誘導の際には、避難行動要支援者の特徴に応じて次の点に留意する。

《避難行動要支援者の避難誘導時における留意点》		
区 分	避難誘導における留意点	
寝たきり高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○おぶいひもでおぶったり、毛布などで作った応急担架で移動させる。 ○1人の場合は、おぶいひもでおぶったり、シーツや毛布の両端を結んで、これにくるむように乗せたまま移動させる。 ○日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。 	
身体障がい者(児)	視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○白杖を持たない方の手で支援者の肘の上をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。このとき、白杖や腕を引っ張ったり、後ろから押ししたりしないようにする。 ○路上に障害物がある場合、例えば、段のある所では、段の手前で立ち止まって、段が上がるのか下がるのかを伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。位置や方向を説明するときは、その方向に向かって前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝える。別れる際には、その場から先の状況についても説明する。 ○盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたりさわったりしないようにする。
	聴覚障がい者 言語障がい者	<p>手話や筆談で伝えることが多いが、手話を使わない場合または文章の伝わらない場合は、身振り、絵、図などを用いて伝える。また、相手の人数、場所、目的に合わせて使い分けができることがポイントである。</p>
	肢体不自由者	<p>自力での歩行が困難な場合は、車イス等の移動用具を確保するよう努める。車イスが使用できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布などで作った応急担架で移動させる。</p> <p>【車イスを使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車イスの前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車イスを前向きに、下るときは車イスを後ろ向きにするのが安全である。いずれもブレーキをかける。 ○緩やかな坂は車イスを前向きにして下るが、急な坂は車イスを後ろ向きにし軽くブレーキをかけながらゆっくり下るようにする。 ○階段を避難するときは、2人から3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。
	内部障がい者 難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ○常時使用する医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。 ○難病・人工透析患者については、保健所等が連絡・調整機能を果たし、誘導・搬送方法を事前に決めておくことが必要である。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○努めて冷静な態度で接し、分かりやすい言葉で避難所を伝え、本人を安心させて、一人にせず、誰かが付き添うようにして移動する。 ○災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対応し、発作がある場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関などへ相談する。 ○日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。 	
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、一人にせず、誰かが付き添うようにして移動する。 ○災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対応し、強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関または保健所へ相談する。 ○日ごろから服用している薬があれば携帯するようにする。 	

(5) 避難行動要支援者の安否情報の確認

市は、以下の点に留意し、避難行動要支援者の安否情報の収集にあたる。

- 1) 事前に把握した避難行動要支援者の所在情報などに基づき、迅速に安否等の状況を確認する必要があるため、避難所に避難してきた避難行動要支援者を確実に把握する。
- 2) 一緒に避難してきた地域住民等から、避難行動要支援者の避難の状況や、家屋倒壊

等により救助が不可能な避難行動要支援者が取り残されていないかなどの情報を収集する。

- 3) 人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入している患者等緊急の対応を要する避難行動要支援者の安否確認は、関係機関(医療機関、保健所等)や関係団体等と協力し、速やかに行う。
- 4) 社会福祉施設等における被害の状況についても把握するとともに、一時入所等の受け入れが可能かどうかを確認する。
- 5) 被災により保護者の監護等ができなくなった要保護児童の状況把握に努め、親族による受け入れや児童養護施設等への受け入れなど、必要に応じて対処する。

4. 避難所等における避難行動要支援者の支援対策

災害時には、自宅に被害を受けた人があらかじめ指定された避難所に避難して、しばらくの間、共同で生活することになる。避難所での生活は生活環境の急激な変化となるため、避難所運営においても、避難行動要支援者に対する適切な配慮を行うこととする。

(1) 「避難行動要支援者班」の設置

市の避難行動要支援者支援班や避難所担当者等が中心となり、自主防災組織や福祉関係者並びに避難支援者の協力を得つつ、各避難所に避難行動要支援者用の窓口となる「避難行動要支援者班」を設置し、避難行動要支援者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施する。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性班員も配置することとする。

《「避難行動要支援者班」のイメージ》

【構成】

避難行動要支援者班については、市の避難行動要支援者支援班等が中心となり、自主防災組織、福祉関係者、避難支援者等の協力を得つつ設けるが、例えば次のような者（有資格者、経験者も含む）を中心に編成することが考えられる。

- a. 保健・医療関係者：小中学校の養護教諭や学校医、被災地居住の保健師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー 等
- b. 地域福祉関係者：民生委員・児童委員、地域福祉推進委員 等

【業務例】

- ・ 避難所における避難行動要支援者用窓口の設置、避難行動要支援者からの相談対応
- ・ 避難所における避難行動要支援者の避難状況の確認、未確認者の確認
- ・ 避難所内・外における避難行動要支援者の状況・要望（ニーズ）の把握
- ・ 避難行動要支援者への確実な情報伝達、支援物資の提供、「福祉避難室」（仮称）を含め、避難行動要支援者に配慮したスペースの提供
- ・ 心理的な圧迫感から精神的・体調的に変調をきたすおそれがある要支援者の福祉避難所への移送計画の検討
- ・ 対応できない避難行動要支援者のニーズについて、市の避難行動要支援者支援班への支援要請
- ・ 避難所において活動する保健師、看護師、ボランティア等との情報共有・連携 等

(2) 避難所運営における留意点

避難行動要支援者を収容している避難所の運営にあたっては、下記の点に留意する。

- 1) 避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、避難者全員、または避難行動要支援者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、災害医療におけるトリアージのような発想を参考にしつつ、介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応する。また、避難所における避難行動要支援者支援に関する地域住民の理解を深めるよう努める。
 - 2) バリアフリー化されていない避難所については、できる限り出入り口の段差等を覆工板などで解消する。また、車イスが通れる通路等の幅員を十分に確保する。
 - 3) 部屋割りにあたっては、和室や空調設備のある部屋を避難行動要支援者に優先的に割り当てる等の配慮や、居室とトイレ間の距離などを配慮する。
 - 4) 補装具の装着・交換、おむつの交換、授乳などができる空間（場所）を確保する。
 - 5) 環境の変化により精神的に不安定になる避難行動要支援者の場合、避難所の住民とコミュニケーションが十分にとれず周囲とのトラブルを起こしてしまうことも予想される。このため、避難支援者が帯同できる個室をできるだけ確保するように努め、要支援者の精神安定を図るなどの配慮を行う。
- (3) 情報提供の際の留意点
- 1) ラジオやテレビを設置するなど報道機関の情報が得られるようにする。なお、その際には、できるだけ文字放送対応機器も併せて準備する。
 - 2) 避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報提供は、拡声器等の音声によるものと併せて、掲示やビラ等文字による情報提供を実施し、避難行動要支援者にも情報を確実に提供できるよう配慮する。
なお、掲示物等については、可能な限り図やイラストを用いてわかりやすい表示に努める。
 - 3) 避難行動要支援者も含めた被災者が必要とする情報は、時間の経過に伴い刻々と変化していく。したがって、「どこに行けばどのような物資が入手できるか」等の情報を、ニーズに即して提供するよう努める。

《避難所において提供する情報例》

- 家族の安否等の避難に関する情報
- 介護用品、日常生活用品などの生活必需物資の入手方法に関する情報
- 保健・医療・福祉サービスなど生活支援情報
- り災証明、応急仮設住宅の申し込み、ライフラインの復旧状況等の情報

- (4) 避難者のニーズへの対応
- 1) 食糧品については、できる限り柔らかいものを提供したり、乳児には粉ミルクを用意するなど、個々の避難行動要支援者のニーズに応じた供給に努める。
 - 2) 車イスや簡易トイレ等の介護用具、おむつ等の生活用品についても可能な限り確保する。
 - 3) 避難行動要支援者は避難所において様々な支援が必要となることから、避難所内での巡回相談や相談窓口の設置などにより支援ニーズを把握する。
 - 4) 避難行動要支援者は、定期的に医師や保健師等医療関係者により、健康状態や精神状態等をチェックしてもらい、必要に応じて福祉避難所への移送等を検討する。

- 5) 外国人は言語や生活習慣、文化の相違から生活に大きな支障が出るおそれがあるため、必要に応じて通訳ボランティア等の協力を得て、外国人専用の相談窓口を開設し、生活相談の実施やニーズ等の把握を行い、生活習慣、文化の違いに配慮した支援に努める。また、外国人が医療機関で診療を受ける場合や行政窓口に行く場合には、通訳者の同伴等のサービスを提供する等の配慮を行う。
- 6) 避難者のアレルギー症状の有無を調査し、食事等については、医師、栄養士等専門家の意見を聞きつつ、きめ細やかに対処する。また、心臓病や高血圧の慢性患者等の継続的投薬が必要な者等についても同様とする。
- 7) 身障者の方が避難所内での移動ができるように、施設内の段差解消やトイレ空間のバリアフリー機能等の追加整備対策（仮施設としても良い）を迅速に行う。
- 8) 聴力障がいがある避難行動要支援者のため、避難所には手話通訳が可能な者の配置に努める。

（5）福祉避難所の設置運営

福祉避難所とは、避難行動要支援者のために特別の配慮がなされた避難所のことである。災害救助法が適用された場合において、県またはその委任を受けた市が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の避難行動要支援者に1人の生活相談職員（避難行動要支援者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、避難行動要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができることとされている。

福祉避難所としては、施設がバリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、養護学校等の既存施設を活用する。また、適切な場所にこのような施設がない場合または収容人員が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の旅館、ホテル等の借り上げや、応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に避難行動要支援者のために区画された部屋を「福祉避難室」（仮称）として対応することも検討する。

福祉避難所の運営に際しては、下記の点に留意する。

- 1) 各避難所において避難行動要支援者の健康状態等を考慮し、避難所での生活が困難と判断した場合は、必要性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送する。この際、必要に応じて、家族同伴等の対応を行う。
- 2) 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置して、日常生活上の支援を行うとともに、避難者の生活状況等を把握し、ホームヘルパーの派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるように配慮する。（介助員の配置は災害救助法に基づく経費負担ができるが、その他のサービス提供に要する費用は他法に基づく費用負担となる。）

（6）社会福祉施設等への緊急入所

避難行動要支援者のうち、常時の介護や治療が必要であるため、避難所や被災した自宅で生活できない住民に対しては、特別養護老人ホーム等への入所や病院への入院手続き等を早期に検討する。この際に、入所定員枠の増員を要する場合は、県へ国との協議を要請する。

5. 関係機関等との連携

(1) 災害時における福祉サービスの継続（BCP）

1) 福祉サービス提供者等との連携

“福祉班”及び“総括班”は、福祉サービス提供者との連絡を密に取り、積極的に支援していく。また、発災時において、市の避難行動要支援者支援班は、避難支援計画等と、福祉サービス提供者等が実施可能な範囲内で把握した安否情報、避難所の避難者名簿等とを照らしつつ、避難行動要支援者の「支援対応漏れ」もフォローする。

2) 福祉サービスの継続

ア. “福祉班”及び“総括班”は、福祉サービス提供者との間で速やかに連絡を取り、避難行動要支援者の安否や居住環境等を確認する。そして、必要に応じて福祉施設への緊急入所等の対応を早急にとるとともに、特に当該施設が定員を超過して避難行動要支援者を受け入れできない場合等においては、市と福祉サービス提供施設、福祉サービス提供者等の間で緊密な連絡をとりつつ迅速に対処する。

イ. 福祉サービス提供施設や福祉サービス提供者が被災し、福祉サービスの継続のために必要な人員や施設の確保が困難となった場合、また避難所等における避難行動要支援者への福祉サービスの提供のための介護職員の確保が必要な場合、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受け入れ等を活用して、発災後も福祉関係部局や福祉サービス提供施設に必要な人員の確保に努める。

(2) 保健師、看護師等の広域的な応援

1) 保健師、看護師等の広域的な応援要請

避難行動要支援者支援班は、避難所の避難行動要支援者班等を通じて避難行動要支援者の状況や保健師、看護師等の活動状況を把握し、広域的な応援が必要と判断される場合は、直ちに県や国等に要請することとする。

2) 広域的に応援派遣された保健師、看護師等の効果的な活動

大規模災害時における避難行動要支援者への直接的な支援に関し、市は避難所に応援派遣された保健師、看護師等を積極的に活用するとともに、これらの者が効率のかつ効果的な活動が実施できるように、十分な調整を図ることとする。